

第 128 回 金融業務能力検定 (2018 年 1 月 28 日実施)

《模範解答》

・ 税務上級

配点は、特に記載のない限り、公表しておりません。また、配点・試験の内容に関するお問合せには、お答えできません。

合格発表は、3月8日の予定です。

一般社団法人 金融財政事情研究会  
検定センター

合格基準 100点満点で60点以上

【第1問】(10点)

《問1》 3)

《問2》 2)

《問3》

〔計算過程〕

・ 給与所得の金額 : 2,000 千円 - 780 千円 = 1,220 千円

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{収入金額} : 2,000 \text{ 千円} \\ \text{給与所得控除額} : 2,000 \text{ 千円} \times 30\% + 180 \text{ 千円} = 780 \text{ 千円} \end{array} \right.$$

・ 雑所得の金額 : 1,700 千円 + 400 千円 = 2,100 千円

公的年金等に係る雑所得の金額 : 2,900 千円 - 1,200 千円 = 1,700 千円

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{公的年金収入} : 2,900 \text{ 千円} \\ \text{公的年金等控除額} : 1,200 \text{ 千円} \end{array} \right.$$

公的年金等以外に係る雑所得の金額 : 1,000 千円 - 600 千円 = 400 千円

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{収入金額} : 1,000 \text{ 千円} \\ \text{必要経費} : 1,000 \text{ 千円} \times 3,000 \text{ 千円} \div 5,000 \text{ 千円} = 600 \text{ 千円} \end{array} \right.$$

・ 総所得金額 : 1,220 千円 + 2,100 千円 = 3,320 千円

・ 課税総所得金額 : 3,320 千円 - 2,320 千円 = 1,000 千円

所得控除額 : 2,320 千円

所得税額

課税総所得金額に対する所得税額 : 1,000 千円  $\times$  5% = 50 千円

源泉徴収所得税額 : 108 千円 + 66 千円 = 174 千円

還付税額 : 50 千円 - 174 千円 = 124 千円

答 124 千円

【第2問】(10点)

《問4》 3)

《問5》 4)

《問6》

〔計算過程〕

課税総所得金額

イ．給与所得の金額

給与所得控除額：8,000千円×10% + 1,200千円 = 2,000千円

給与所得の金額：8,000千円 - 2,000千円 = 6,000千円

ロ．不動産所得の金額のうち他の所得と損益通算される金額

0円

ハ．一時所得の金額

4,500千円 - 4,200千円 - 300千円 = 0円

特別控除は最高で500千円。一時所得の金額がマイナスとなることはなく、なお、ここでは利益は300千円なので300千円が限度となる。300千円 < 500千円 300千円

ニ．長期譲渡所得の金額

4,000千円 - 3,000千円 - 200千円 - 500千円 = 300千円

ホ．総所得金額

6,000千円 + 300千円 × 1/2 = 6,150千円

ヘ．課税総所得金額

6,150千円 - 2,650千円 = 3,500千円

納付すべき税額（または還付される金額）

イ．所得税額

3,500千円 × 20% - 427.5千円 = 272.5千円

ロ．納付税額

272.5千円 - 242.5千円 = 30千円

答 30千円

【第3問】(10点)

《問7》 4)

《問8》 2)

《問9》

(1) 答 3,132(千円) 6,300(千円) 102.1(千円)

(2)

[計算過程]

・法人税額：8,000千円×15% + (33,000千円 - 8,000千円) × 23.4%  
= 1,200千円 + 5,850千円 = 7,050千円

・差引所得に対する法人税額：7,050千円 - 102.1千円 = 6,947.9千円

・納付すべき法人税額：6,947.9千円 - 3,000千円 = 3,947.9千円

答 3,947.9千円

【第4問】(10点)

《問10》 3)

《問11》 4)

《問12》

課税譲渡所得金額

[計算過程]

・収入金額：180,000千円

・取得費：100,000千円

(参考：180,000千円×5% = 9,000千円 < 100,000千円 100,000千円)

・譲渡費用：5,600千円(仲介手数料等) + 7,000千円(立退料) + 4,400千円(建物取壊費用)  
+ 5,000千円(建物未償却残高) = 22,000千円

・課税譲渡所得金額：180,000千円 - 100,000千円 - 22,000千円 = 58,000千円

答 58,000千円

合計税額(所得税額・復興特別所得税・住民税額)

[計算過程]

・所得税額：58,000千円×15% = 8,700千円

・復興特別所得税額：8,700千円×2.1% = 182.7千円

・住民税額：58,000千円×5% = 2,900千円

・合計税額：8,700千円 + 182.7千円 + 2,900千円 = 11,782,700円

答 11,782,700円

【第5問】(10点)

《問13》 4)

《問14》 2)

《問15》

〔計算過程〕

課税長期譲渡所得金額

$$(300,000 \text{ 千円} - 200,000 \text{ 千円} \times 80\%)$$

$$- (20,000 \text{ 千円} + 10,000 \text{ 千円}) \times \frac{300,000 \text{ 千円} - 200,000 \text{ 千円} \times 80\%}{300,000 \text{ 千円}}$$

$$= \underline{126,000 \text{ 千円}}$$

税額

$$\text{所得税・復興特別所得税} : 126,000 \text{ 千円} \times 15.315\% = 19,296.9 \text{ 千円}$$

$$\text{住民税} : 126,000 \text{ 千円} \times 5\% = 6,300 \text{ 千円}$$

$$\underline{\text{所得税・復興特別所得税 答 19,296.9 千円}}$$

$$\underline{\text{住民税 答 6,300 千円}}$$

【第6問】(10点)

《問16》 1)

《問17》 3)

《問18》

〔計算過程〕

$$\text{長男Cの平成28年分贈与税額} : 20,000 \text{ 千円} < 25,000 \text{ 千円} \cdots 0 \text{ 円}$$

$$\text{長男Cの平成29年分贈与税額} : (20,000 \text{ 千円} + 10,000 \text{ 千円} - 25,000 \text{ 千円}) \times 20\% \\ = 1,000 \text{ 千円}$$

$$\text{長男Cの納付すべき相続税額} : 2,500 \text{ 千円} - 1,000 \text{ 千円} = 1,500 \text{ 千円}$$

$$\underline{\text{答 1,500 千円}}$$

【第7問】(10点)

《問19》 2)

《問20》 4)

《問21》

遺産に係る基礎控除額

〔計算過程〕

$$30,000 \text{ 千円} + 6,000 \text{ 千円} \times 9 \text{ 人} = 84,000 \text{ 千円}$$

答 84,000 千円

相続税の総額

〔計算過程〕

・課税遺産総額：504,000 千円 - 84,000 千円 = 420,000 千円

・各相続人の法定相続分に応ずる取得金額に基づく算出税額

妻 B  $420,000 \text{ 千円} \times (1/2) \times 45\% - 27,000 \text{ 千円} = 67,500 \text{ 千円}$

長女 D (相続放棄) 二男 E

$$420,000 \text{ 千円} \times (1/2) \times (1/5) \times 20\% - 2,000 \text{ 千円} = 6,400 \text{ 千円}$$

孫 H  $420,000 \text{ 千円} \times \{(1/2) \times (1/5) + (1/2) \times (1/5) \times (1/2)\} \times 30\% - 7,000 \text{ 千円} = 11,900 \text{ 千円}$

孫 J・孫 K・孫 L

$$420,000 \text{ 千円} \times (1/2) \times (1/5) \times (1/3) \times 15\% - 500 \text{ 千円} \\ = 1,600 \text{ 千円}$$

曾孫 M・曾孫 N

$$420,000 \text{ 千円} \times (1/2) \times (1/5) \times (1/2) \times (1/2) \times 15\% \\ - 500 \text{ 千円} = 1,075 \text{ 千円}$$

・相続税の総額

$$67,500 \text{ 千円} + 6,400 \text{ 千円} \times 2 + 11,900 \text{ 千円} + 1,600 \text{ 千円} \times 3 + 1,075 \text{ 千円} \times 2 \\ = 99,150 \text{ 千円}$$

答 99,150 千円

【第8問】(10点)

《問22》 2)

《問23》 3)

《問24》〔計算過程〕

・甲宅地の価額

〔計算過程〕

甲宅地は、長男Cが居住を継続し保有すれば特定居住用宅地等に該当する。

甲宅地  $231 \text{ m}^2 < 330 \text{ m}^2$ なので、 $231 \text{ m}^2$ 全部が減額対象となる。

自用地価額： $300 \text{ 千円} \times 231 \text{ m}^2 = 69,300 \text{ 千円}$

減額される金額： $69,300 \text{ 千円} \times 80\% = 55,440 \text{ 千円}$

減額後の価額： $69,300 \text{ 千円} - 55,440 \text{ 千円} = 13,860 \text{ 千円}$

答 13,860 千円

・乙宅地の価額

〔計算過程〕

乙宅地は、長男Cが貸付事業を継続し保有すれば貸付事業用宅地等に該当する。

乙宅地の減額対象となる面積をXとすると、

$$231 \text{ m}^2 \times (200/330) + X \quad 200 \text{ m}^2 \quad X \quad 60 \text{ m}^2$$

貸家建付地価額： $250 \text{ 千円} \times 350 \text{ m}^2 \times (1 - 60\% \times 30\% \times 100\%) = 71,750 \text{ 千円}$

減額される金額： $71,750 \text{ 千円} \times (60 \text{ m}^2/350 \text{ m}^2) \times 50\% = 6,150 \text{ 千円}$

減額後の金額： $71,750 \text{ 千円} - 6,150 \text{ 千円} = 65,600 \text{ 千円}$

答 65,600 千円

【第9問】(10点)

《問25》 2)

《問26》 2)

《問27》

〔計算過程〕

$$288 \text{ 円} \times \frac{\frac{5.0 \text{ 円}}{3.7 \text{ 円}} + \frac{34 \text{ 円}}{28 \text{ 円}} + \frac{392 \text{ 円}}{274 \text{ 円}}}{3} \times 0.7$$

$$= 288 \text{ 円} \times \frac{1.35 + 1.21 + 1.43}{3} \times 0.7$$

$$= 288 \text{ 円} \times 1.33 \times 0.7 = 268.128 \text{ 円} \quad 268.1 \text{ 円}$$

$$268.1 \text{ 円} \times \frac{500 \text{ 円}}{50 \text{ 円}} = 2,681 \text{ 円}$$

1株当たりの資本金等の額

$$50,000 \text{ 千円} \div 100 \text{ 千株} = 500 \text{ 円}$$

答 2,681 円

【第10問】(10点)

《問28》 4)

《問29》 2)

《問30》

総合課税の対象となる所得に係る課税総所得金額

〔計算過程〕

- ・ 給与所得の金額： 11,800 千円
- ・ 給与所得以外の総合課税の対象となる金額： なし
- ・ 課税総所得金額： 11,800 千円 - 3,300 千円 (所得控除額) = 8,500 千円

答 8,500 千円

申告分離課税の対象となる株式等の譲渡に係る譲渡所得等の金額

〔計算過程〕

- ・ 国内上場株式の譲渡益： 3,000 千円
- ・ 国内公募株式投資信託の解約差損： 1,300 千円
- ・ 割引国債の償還差益： 500 千円
- ・ 3,000 千円 + 500 千円 - 1,300 千円 = 2,200 千円

答 2,200 千円